

広域連携バイオマス利活用推進事業の想定問答について（民間事業者用）

【事業手続き（事業メニュー全般該当）】

| 問 | 質 問 | 回 答 |
|-----|---------------------------------------|--|
| Q 1 | 当事業でどのような補助が受けられるのですか。 | <p>バイオマス利活用に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品廃棄物等バイオマスの利活用促進 ・ バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築 ・ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進 <p>に対して補助を行います。詳しくは「公募要領 5 補助対象となる活動」及び「公募要領 6 補助対象となる経費（2）」をご参照下さい。ただし、採択要件を全て満たす必要があります。</p> |
| Q 2 | 応募するためにはどのような資料を提出するのですか。 | <p>広域連携等バイオマス利活用推進事業実施計画書（別記様式 1－1号～1－3号）を作成し、「公募要領 3 提出書類（2）参考資料」に記載されている参考資料を添付の上、提出して頂きます。実施計画書につきましては農水省のHPからエクセルファイルでダウンロードできますのでご利用下さい。</p> |
| Q 3 | 公募の受付期間終了後に事業実施計画を提出した場合、採択されるのでしょうか。 | <p>公募の受付期間終了後に事業実施計画を提出した場合、採択されません。</p> |
| Q 4 | 購入した機器を他の目的に使用しても良いのでしょうか。 | <p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条において、「補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定されています。</p> <p>購入した機器を他の目的に使用することはできません。</p> |
| Q 5 | 購入機器の制限はあるのでしょうか。 | <p>「公募要領 6 補助対象となる経費（2）」に記載のあるとおり、事業実施上、一時的に必要となる機械の購入は認められません、また、他の目的に使用できる汎用性のある機器は補助対象になりません。（例：トラック、軽自動車）</p> |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|------|---|--|
| Q 6 | 採択要件を満たしているものの、国の予算の都合で採択されなかった場合、来年度、再度申請することは可能でしょうか。 | 本事業は、平成 22 年度までの事業ですので来年度に本事業の申請をすることはできません。 |
| Q 7 | 事業実施計画書の記載でわからない点があります。どこに質問すれば良いでしょうか。 | 公募要領の問い合わせ先に記載のある地方農政局等にご相談下さい。 |
| Q 8 | 事業実施の手続きを教えてください。 | <p>公募期間中に「公募要領 8 提出書類の提出先」に記載のあるとおり、本事業において利活用を図る食品廃棄物等バイオマスが主として発生する事業区域を管轄する地方農政局長等（当該区域が北海道の場合にあつては農村振興局長、当該区域が沖縄県の場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）に事業実施計画書を提出してください。その後、ヒアリングを行い、地方農政局長等から採択又は採択されなかった旨の通知が送付されます。</p> <p>採択後は広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱による事業実施計画承認手続き後に「補助金等交付申請書（交付要綱別記様式第 1 号）」を地方農政局長等に提出し、交付決定の通知が届くと事業を行うことができます。</p> |
| Q 9 | 事業終了後にはどのような手続きがあるのですか。 | 事業終了後には、「公募要領 14 事業終了後の留意事項」に記載のあるとおり、精算払いを受けるための補助金事業実績報告書の提出、実施状況を報告する事業実施状況の報告、事業の成果等に関する自己評価を行う事業評価の報告があります。いずれも報告期限が決まっていますので実施要綱、実施要領を確認の上、期限までに提出してください。 |
| Q 10 | 「公募要領 別添資料 事業内容」の事業内容を全て行わないと助成を受けられないのでしょうか。 | 事業内容については「公募要領 別添資料 事業内容」に記載のある事業内容の一部を行うことでもかまいません。ただし、記載のない事業内容についての補助は受けられません。 |
| Q 11 | 別表の採択要件を全て満たさないと助成を受けられないのでしょうか。 | 採択要件については、「公募要領 別添資料 採択要件」に記載のあるとおり、全項目の採択要件を満足しないと補助を受けることはできません。 |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-------|---|---|
| Q 1 2 | 事業実施計画を提出後に事業内容を変更する場合にはどのような手続きが必要ですか。 | <p>変更内容に「公募要領 1 3 (4) 事業実施計画を変更する場合の手続きについて」に定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の中止又は廃止 ・ 事業実施主体の変更 ・ 実施要綱第2の2の成果目標の変更 ・ 事業実施主体における事業費の30%を越える増減 <p>のいずれかが含まれる場合は変更の手続きを行い、地方農政局長等の許可を得る必要があります。</p> <p>また、国費の増減が伴う事業費の変更についても所定の変更手続きが必要になります。</p> <p>ただし、事業費が増加した場合でも、それに見合う補助金の増額は予算の都合上、困難な場合があります。</p> <p>上記の変更協議を行った場合（成果目標の変更のみの場合を除く）、経費の配分の30%を越える増減を含む変更の場合は「平成21年度バイオマス関係補助金（広域連携等バイオマス利活用推進事業）補助金変更承認申請書」を提出して頂くことが必要になります。</p> |
| Q 1 3 | 事業評価とはどのようなものですか。 | <p>「公募要領 1 4 (3) 事業評価の提出について」に記載のあるとおり、設定した成果目標が達成されているか自ら評価を行い、事業完了の翌々年度の7月末日までに地方農政局等に報告することになります。成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体が地方農政局等に改善計画を提出し、改善計画の達成を行う必要があります。改善計画が達成されない場合は補助金の取り消し、返還を行うことになる場合があります。</p> |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-------|--------------------|--|
| Q 1 4 | 補助金はいつ支払われるのでしょうか。 | 補助金の支出は「精算払い」となります。事業の完了後、「バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱」に定める補助金事業実績報告書とともに、生じた費用に係る領収書や事業の収支に係る関係書類を提出して初めて補助金が支払われます。したがって、当初事業に着手するための資金は別途ご用意いただく必要があります。 |

【食品廃棄物等バイオマスの利活用推進】

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| Q 1 | 構築する利活用システムが都道府県界は越えませんが、市町村はまたぐのですが採択されるでしょうか。 | <p>「公募要領 別添資料 採択要件 1」に記載のあるとおり、バイオマスの発生箇所と利用箇所又は複数の発生箇所が複数の都道府県をまたがって存在することが必要です。</p> <p>このため、市町村をまたいでも都道府県界を越えていない場合は、不採択となります。</p> |
| Q 2 | 複数年度にわたる事業実施計画を作成し、複数年度にわたって補助金の支出をうけることは可能でしょうか。 | <p>「公募要領 別添資料 採択要件 6」に記載のあるとおり、事業計画に基づく事業が、単年度で完了するものを補助対象としていますので、複数年度採択はできません。</p> |
| Q 3 | 当事業が採択されることにより、廃棄物処理法等の法律の規制緩和、特例が受けられるのでしょうか。 | <p>当事業が採択されたとしても法律の規制緩和、特例は受けられません。廃棄物処理法等の法律を遵守した上で、当事業を行うことが前提になっています。</p> <p>なお、食品リサイクル法において、一般廃棄物の収集運搬業の許可について、①登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合は、荷下ろし地の許可を不要、②認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、収集運搬に係る許可を不要とする廃棄物処理法の特例を設けています。（食品廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合には、リサイクル業者は処分業の許可、処理施設の設置の許可等の廃棄物処理法上の手続きが必要）</p> |
| Q 4 | 支援の対象となる広域利活用システムとはどのようなものでしょうか。 | <p>食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用システムのことです。単一の食品事業者が都道府県界を越えて広域的な事業展開している、又は、発生地が複数の都道府県内に利活用先が無い等の合理的かつやむを得ない事情により、発生地が複数の都道府県にまたがっている、または、発生地と利用地が複数の都道府県にまたがっている場合に限ります。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| Q 5 | 食品廃棄物等バイオマスとはどのようなものでしょうか。 | 食品廃棄物、廃棄物ではない食品残さ（食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造・加工・調理の過程において副次的に生じたくず）及び食品廃棄物を利活用するために必要な調整剤のことです。 |
| Q 6 | 食品事業者はどのような業者が該当するのでしょうか。 | ①食品の製造・加工業者、②食品の卸売・小売業者、飲食店および食事の提供を伴う事業（給食事業者等）を行う者です。 |
| 問い | 質 問 | 回 答 |
| Q 7 | 食品廃棄物等バイオマスの利活用促進のメニューを行う場合、成果目標はどのように設定すれば良いのでしょうか。 | 食品廃棄物等バイオマスの利活用促進の場合は「公募要領 別記様式1-1号 第6 成果目標等調書」に記載のあるとおり、補助を受けることによって、現況のバイオマス利活用量がどのように向上するのか、広域利活用システムの構築を実現するためにどのような具体的な取組を行うのかを検討の上、設定してください。 |

【バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築】

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| Q 1 | リサイクルを行う事業でないと補助は受けられないのですか。 | バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築を行う事業者に支援を行う事業なのでリサイクルを行う事業でないと補助は受けられません。 |
| Q 2 | 5店舗でバイオマスプラスチック製品を利用し、このうちリサイクルを行うのは1店のみとしたいと考えていますが、5店舗とも補助対象となりますか。 | バイオマスプラスチック製品のリサイクルを行う1店舗は補助の対象となりますが、その他のリサイクルを行わない4店舗は補助の対象となりません。 |
| Q 3 | バイオマスプラスチック製品のバイオマスの配合割合が50%未満なのですが補助は受けられますか。 | 当事業においてバイオマスプラスチック製品は、バイオマスの配合割合が50%以上の製品をバイオマスプラスチック製品として補助の対象としていますので、バイオマスの配合割合が50%未満の製品については補助の対象になりません。ただし、再生製品については特別の定めがあります。(Q4参照) |
| Q 4 | バイオマスプラスチック再生製品のバイオマスの配合割合が50%未満なのですが補助は受けられますか。 | バイオマスプラスチック再生製品については、バイオマスの配合割合が50%未満でも補助対象としています。ただし、50%未満の場合、バイオマスの配合割合に応じて補助額が変わります。具体的には「公募要領 6 補助対象となる経費」の記載をご覧ください。 |
| Q 5 | バイオマスプラスチック製品に生分解性がないと補助対象にならないのでしょうか。 | 本事業ではリサイクルシステムの構築を目的としているため、バイオマスプラスチック製品に生分解性の特性がなくてもリサイクルが可能であれば補助の対象としています。 |
| Q 6 | バイオマスプラスチックの定義を教えてください。 | 本事業でのバイオマスプラスチックの定義は、「とうもろこし、でんぷん等のバイオマスを原料として作られるものであり、使用時は石油から作られるプラスチック等と同様に使用可能なもの」とします。 |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-------|---|---|
| Q 7 | リサイクルはどのような種類がありますか。 | <p>本事業では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケミカルリサイクル（もとの素原料（モノマー）にした上で、再生製品の原料にするリサイクルの他、容器包装リサイクル法においてケミカルリサイクルとしている、高炉還元剤、コークス炉に用いる石炭代替物（コークス炉化学原料化）、炭化水素油、一酸化炭素及び水素等のガスに再商品化され利用されるリサイクルを含む） ・ マテリアルリサイクル（原料を物理的な処理により再形成し、再生製品を製造する） ・ バイオリサイクル（たい肥化する） <p>の3つのリサイクルを補助の対象としています。</p> |
| Q 8 | 回収した製品を焼却してサーマルリサイクルとして活用したいと考えていますが補助対象になりますか。 | サーマルリサイクルは補助の対象にはなりません。 |
| Q 9 | マルチフィルムを使用後に農地にすき込む場合も補助の対象となりますか。 | バイオマスプラスチック製品のマルチフィルムを農地にすき込み生分解させる場合については、再生製品を製造していないという点でリサイクルと位置づけられないこと、既にかなり製品が普及していることから補助の対象とはしません。 |
| Q 1 0 | 複数年度にわたる事業実施計画を作成し、複数年度にわたって補助金の支出をうけることは可能でしょうか。 | 本事業は、平成 22 年度までの事業ですので、複数年度にわたって補助金の支出をうけることはできません。単年度で完了する事業実施計画を作成の上、提出願います。 |
| Q 1 1 | バイオマスプラスチック製品の回収が2年後になってしまう場合でも補助対象となるのでしょうか。 | Q 1 0に記載しているとおり、本事業は平成 22 年度までの事業のため、リサイクルシステムの構築が単年度で構築できない事業実施計画は補助の対象とはなりません。 |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-------|--|--|
| Q 1 2 | 事業実施主体の「食器等のリサイクルを実施する事業者」の定義を教えてください。 | <p>以下の事業者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食器等（バイオマスプラスチック製品であるか否かを問わない）のリサイクルを既に実施している事業者 2. 食品事業者、NPO等別添資料3の実施主体に列記されている事業実施主体が行う事業実施計画と一体的に食器等のリサイクルを実施する事業者。（食品事業者等の事業実施計画が採択された場合のみ採択の対象となります。） |
| Q 1 3 | 一度事業を行った後に、同一の地域において再度リサイクル率の向上を行うためにリサイクルシステムの再構築を行う補助の申請をすることはできるのでしょうか。 | 一度リサイクルシステムを構築している場合はそのシステムの再構築のために再度申請することはできません。 |
| Q 1 4 | バイオマスプラスチックのリサイクルシステムの構築のメニューを行う場合、都道府県域を越えて広域的に実施する必要があるのでしょうか。 | 都道府県域を越えなくても補助の対象となります。 |
| Q 1 5 | バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築のメニューを行う場合、成果目標はどのように設定すれば良いのでしょうか。 | バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築の場合は「公募要領 別記様式1-2号 第3 成果目標等調書、採択要件等調書」に記載のあるとおり、補助を受けることによって、構築するリサイクルシステムにおけるバイオマスプラスチック再生製品の利活用量がどれだけとなるのか、リサイクルシステムの構築を実現するためにどのような具体的な取組を行うのかを検討の上、設定してください。 |

【国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用等の推進】

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| Q 1 | 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の定義を教えてください。 | 国産と明確に判断できるバイオマスの原材料を50%以上使用したバイオマスプラスチック製品としています。 |
| Q 2 | 「国産原材料由来」の定義を教えてください。 | 国産と明確に判断できるバイオマスを「国産原材料由来」と考えます。従って元が国産材であることを明確化できない建設廃材を原料としたバイオマスプラスチックなどは補助の対象とはしません。 |
| Q 3 | 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品のバイオマスの配合割合が50%未満なのですが補助は受けられますか。 | 当事業において国産原材料由来バイオマスプラスチック製品は、国産原材料由来バイオマスの配合割合が50%以上の製品をバイオマスプラスチック製品として補助の対象としていますので、バイオマスの配合割合が50%未満の製品については補助の対象になりません。 |
| Q 4 | 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品を使用する場合でもリサイクルを行う必要があるのでしょうか。 | 「公募要領 別添資料 事業内容 2 ②国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進」に記載のある事業内容を行う場合にはリサイクルを行う必要はありません。もちろんリサイクルを行う事業実施計画としても結構です。 |
| Q 5 | 国産原材料由来のバイオマスプラスチックの事業者の場合でも国産原材料由来バイオマスプラスチック製品購入について補助の対象となるのでしょうか。 | 「公募要領 別添資料 実施主体」に記載のあるとおり、国産原材料由来のバイオマスプラスチックの事業者については事業内容がアンケート調査、基礎データ収集、啓発普及等のメニューに限られていますので国産原材料由来バイオマスプラスチック製品購入については補助の対象となりません。 |
| Q 6 | 複数年度にわたる事業実施計画を作成し、複数年度にわたって補助金の支出をうけることは可能でしょうか。 | 本事業は、平成22年度までの事業ですので、複数年度にわたって補助金の支出をうけることはできません。単年度で完了する事業実施計画を作成の上、提出願います。 |

| 問い | 質 問 | 回 答 |
|-------|---|--|
| Q 7 | 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品に生分解性がないと補助対象にならないのでしょうか。 | 本事業ではバイオマスプラスチック製品に生分解性の特性がなくても補助の対象としています。 |
| Q 8 | 一度事業を行った後に、同一の地域において再度同一の国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の利活用の推進を行うために補助の申請をすることはできるのでしょうか。 | 一度事業を行っている場合は同一の地域で同一の製品について再度申請することはできません。 |
| Q 9 | 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進の事業メニューを行う場合、都道府県域を越えて広域的に実施する必要があるのでしょうか。 | 都道府県域を越えなくても補助の対象となります。 |
| Q 1 0 | 国産原材料由来バイオマスプラスチックの事業者の定義を教えてください。 | 国産原材料由来バイオマスプラスチックの製造事業者を対象としています。 |
| Q 1 1 | 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進のメニューを行う場合、成果目標はどのように設定すれば良いのでしょうか。 | 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進の場合は「公募要領 別記様式1－3号 第2 成果目標等調書、採択要件等調書」に記載のあるとおり、補助を受けることによって、国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の利活用量がどれだけとなるのか、国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進を実現するためにどのような具体的な取組を行うのかを検討の上、設定してください。 |